

# 青森県報

第三千二百七十五号

平成二十二年  
八月十三日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	( 同 ) …… 一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	( 同 ) …… 二
障害福祉サービス事業者の指定	(障 害 福 祉 課) …… 二
青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程	(農 村 整 備 課) …… 二
公 告	
農村整備予算執行補助簿システム開発等業務委託に係る一般競争入札	(農 村 整 備 課) …… 三
農有地の売却に係る一般競争入札	(監 理 課) …… 四
選挙管理委員会	
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事 務 局) …… 五
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	( 同 ) …… 五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	( 同 ) …… 五
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	( 同 ) …… 六

## 告

## 示

青森県告示第五百五十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 社名	主たる事務所 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サービス事業を行う 事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
サンライズ 産業株式会社	弘前市大字一町 三田字早稲田八六	福祉用具 貸与	シルバート 弘前店	弘前市大字一町 三田字早稲田八六	平成 三・七・三
サンライズ 産業株式会社	弘前市大字一町 三田字早稲田八六	特定福祉 用具販売	シルバート 弘前店	弘前市大字一町 三田字早稲田八六	"
合同会社一 成	弘前市大字境関 一四亥ノ宮五三の	通所介護	デイサービス センター たいよう	弘前市大字境関 一四亥ノ宮五三の	"
有限会社フ オト・テン	青森市浪岡大字 二浪岡字細田九の	訪問介護	訪問介護ス テーション みつわ	西津軽郡鰺ヶ沢 町大字舞戸町字 上富田一七八	三・七・六

青森県告示第五百五十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
株式会社まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一九	居宅介護支援事業所まごころ	五所川原市大字稲実字稲葉四九の一九	平成三・七・二六	

青森県告示第五百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
サンライズ産業株式会社	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	介護予防福祉用具貸与	シルバート弘前店	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	平成三・七・二七
サンライズ産業株式会社	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	特定介護予防福祉用具販売	シルバート弘前店	弘前市大字一町三丁目早稲田八六	"
合同会社一成	弘前市大字境関字亥ノ宮五三の一四	弘前市大字境関字亥ノ宮五三の一四	介護予防通所介護	デイサービスセンターたいよう	弘前市大字境関字亥ノ宮五三の一四	"
有限会社オト・テン	青森市浪岡大字浪岡字細田九の二	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一七八	介護予防訪問介護	訪問介護センターみつわ	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字上富田一七八	三・七・二六

青森県告示第五百五十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、

次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所		指 定 年 月 日
				名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人サポーター	青森市橋本三丁目二〇の一四	青森市奥野一丁目九の一六	就労継続支援B型共同生活援助	共同生活援助事業所「あさひ」	青森市奥野一丁目九の一六	"
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山二の二一六三	上北郡おいらせ町向山二の二一八四	就労継続支援B型	就労継続支援B型工房めぐりの里	上北郡おいらせ町向山二の二一八四	平成三・八・一

青森県告示第五百五十五号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

3 基盤整備事業で平成二十一年度以前に採択されたものについての別表第一の第一号の補助率の欄の（ア）の規定の適用については、同（ア）中の「百分の六十」とあるのは「百分の六十八」とし、「百分の六十五」とあるのは「百分の七十二」とする。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第一の第一号中「百分の六十八」を「百分の六十」に、「百分の七十三」を

「百分の六十五」に改め、同表の第二号中「及び事務費」を削り、

「ア」 工事費の百分の六十以内

(イ) 事務費の百分の五十以内」を「工事費の百分の六十以内」に、

「ア」 工事費の百分の八十二以内

(イ) 事務費の百分の五十以内」を「工事費の百分の八十二以内」に改め、同表の

第三号中「農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成十四年三月二十七日付け一三農振第三四三八号農林水産事務次官通知）に定める農業集落排水資源循環統合補助事業」を「農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成二十二年四月一日付け二一農振第二四五三号農林水産事務次官通知）に定める農業集落排水事業」に改め、「及び事務費」を削り、

「ア」 工事費の百分の五十以内

(イ) 事務費の百分の五十以内」を「工事費の百分の五十以内」に改め、同表の第四

号中「及び事務費」を削り、

「ア」 工事費の百分の六十（関連

工事にあつては、百分の五十」を「工事費の百分の六十（関連工事

に改め、

(イ) 事務費の百分の五十以内」

同表の第五号を削り、同表の第六号中「百分の九十」を「百分の六十」に改め、同号を同表の第五号とする。

別表第二の第一号中「、農村総合整備事業」を削る。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成二十二年度分の補助金から適用する。

公 告

農村整備予算執行補助簿システム開発等業務委託に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 業務名 農村整備予算執行補助簿システム開発等業務

2 業務概要 システム開発一式、サーバー機導入設置一台、操作研修

3 履行期限 平成二十三年二月二十八日

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項の規定に該当しない者であること。

2 平成二十年六月三十日青森県告示第五百十号（物品等の競争入札参加資格）、平成二十一年三月二十七日青森県告示第百九十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十二年二月二十六日青森県告示第百号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、システム開発の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 証明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 青森県内に本店を有する者であること。県外に本店を有する者については、原則として、県内に支店又は営業所を有する者であること。

5 過去二年以内に青森県及び地方公共団体に対して、二件以上、本業務委託と同等以上のシステム開発の契約履行実績があること。

6 今後五年間におけるソフトウェア維持管理経費が二百万円（年四十万円相当税込み。）を超えないこと。（システム修正を伴う経費は除く。障害発生時の対応、操作支援、サーバーOS、ミドルウェア等のパッチ適用更新。）

三 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める資格を有することについて証明書を作成し、平成二十二年八月三十日までに青森県農林水産部農村整備課長に提出しなければならない。

2 提出部数 一部

3 1の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

四 入札説明書の交付期間及び場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
平成二十二年八月十六日から平成二十二年八月三十日まで（日曜日、土曜日及び

休日を除く。)の午前九時から午後四時

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部農村整備課総務グループ

電話 〇一七 七三四 九五四一

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 北棟五階A会議室

2 日時 平成二十二年九月三日 午前十時三十分

3 その他 郵送又は電送による入札は認めない。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第三百三十二条、第三百三十三条及び第五十九条の規定による。

七 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札、証明書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十

二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十二年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
十和田市大字奥瀬字中ノ渡三三四の三	原野	一、二四一・八四平方メートル

二 予定価格 四十三万五千円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部監理課 電話 〇一七(七三四)九六三八

(平成二十二年八月二十日(金) 午前十一時から売却物件の所在地において、

現地説明及び入札の説明を行います。当日都合の悪い方はお問い合わせください。)

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

十和田市西十二番町二〇の一

青森県十和田合同庁舎 三階E会議室

2 日時

平成二十二年八月二十七日(金) 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。  
九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 土地の行政的条件 都市計画区域外

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
会 木戸きみお後援	木戸 喜美男	木戸 美織	青森市大字新城字 福田七の一	平成 三・七・二
会 大滝つぎお後援	小林 正	川下 弘美	むつ市柳町四の一 二の五七	三・七・五
会 藤田まこと後援	大坂 昭	長内 充	青森市富田三の一 二の三四	三・七・五
石田勝弘後援会	石田 清博	石田 徳子	むつ市苦生町二の 一の四	三・七・六
会 菊池憲太郎後援	菊池 憲太郎	石元 圭	むつ市大字田名部 字下道四	三・七・四
会 山脇さとし後援	斉藤 恵子	鎌田 貞孝	青森市中央三の二 一の一五	三・七・二五

会 かい育弘後援	小倉 政人	青森市中央三の二 一の一五	三・七・三	
会 天内しんや後援	工藤 祥三	工藤 節子	青森市浪岡大字長 沼字北藤巻一七の 五	三・七・三

青森県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成二十二年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	届出年月日	
日本原燃労働組合政治連盟	代表者 織笠 諭	新	平成 三・七・五
津島淳後援会	代表者 宮内 善浩	旧	三・七・二
山田知連合後援会	代表者 津島淳後援会	新	三・七・二
代表者 山田 弘志	代表者 未来塾	旧	三・七・二
代表者 向中野 金次郎	代表者 向中野 金次郎	旧	三・七・三

青森県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同法第三項の規定により告示する。

平成二十二年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
石田勝弘後援会	平成三・七・六	平成三・七・六
相馬鋁一（一心会）	三・六・三〇	三・七・二〇
高木しんや後援会	三・七・二〇	三・七・二〇
渡辺英彦後援会	三・四・三〇	三・七・二九

青森県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十二年八月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 （公職の種類）	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
津島 淳 （衆議院議員）	津島淳後援 会	資金管理 団体の名 称	津島淳後援会	未来塾	平成 三・七・二九

（発行所・発行人）  
青森市長島二丁目一番一  
号 青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭